

飯綱町 介護保険サービスガイド

介護保険とその他関連サービスの利用ガイド



〒389-1293 上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1

飯綱町 地域包括支援センター

TEL 026-253-2485 FAX 026-253-6887

飯綱町役場 保健福祉課

TEL 026-253-2511(役場代表) FAX 026-253-6887

TEL 026-253-4764(保健福祉課直通)



要介護・要支援認定の手続きについて

① 要介護認定の申請

本人または家族が、町の介護保険担当窓口で申請をします

※地域包括支援センターや法令で定められた居宅介護支援事業者または介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



② 本人の状態を調査

調査員が自宅などを訪問し、本人の心身の状態などを調査します



③ 審査・判定を行う

訪問調査の結果と主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会が審査・判定します

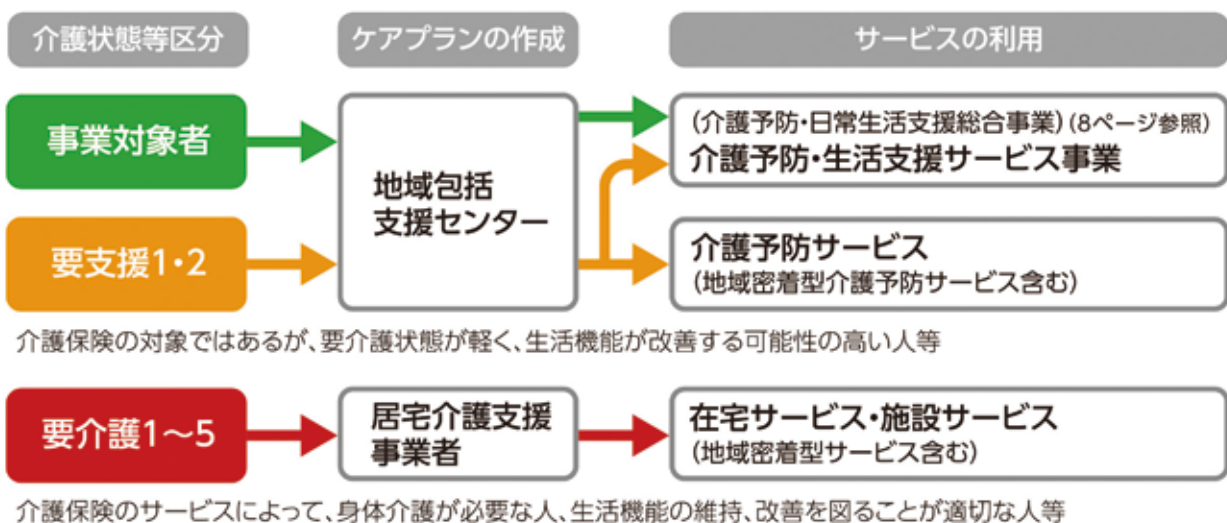
④ 要介護度の認定

町が認定を行い、原則として申請から30日以内に町から認定結果通知書と介護保険証が届きます



⑤ ケアプランの作成とサービスの利用

介護サービス計画（ケアプラン）を立て、サービスを利用します



⑥ 更新申請について

引き続きサービスを利用したい場合には、介護保険証に記載の認定の有効期間が終了する前に、更新の申請をしましょう

※心身の状態が悪くなったり、必要とされる介護の状況が変わったときは、いつでも変更の申請ができます。

居宅介護支援事業者等

介護支援専門員(ケアマネージャー)が要介護認定申請の代行や、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成、医療機関やサービス提供事業者との連絡・調整等を行っています。

区分	事業者名	営業時間	休み
要支援1・2	飯綱町地域包括支援センター	8:30~17:15	土曜・日曜・祝日・12/29~1/3
要支援1・2 要介護1~5	飯綱町社協居宅介護支援事業所	8:30~17:30	土曜・日曜・12/31~1/3
要介護1~5	飯綱訪問看護ステーション	8:30~17:15	土曜・日曜・祝日・12/29~1/3
要介護1~5	居宅介護支援事業所さみず	8:30~17:30	土曜・日曜・祝日・12/29~1/3
要支援1・2 要介護1~5	ニチイケアセンターいいづな	9:00~18:00	土曜・日曜・祝日・12/30~1/3

地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等の職員が専門性を生かし、相互連携を図りながらマネジメントを行います。

また、介護予防をはじめとする高齢者への総合的な相談に応じます。

介護保険の支給限度額・自己負担額

介護保険のおもな在宅サービスを利用する際には、要介護度ごとに上限額(支給限度額)が定められています。

その限度額の範囲内で利用した時は、1割の自己負担(一定以上の所得がある人は2割又は3割)となり、残りは介護保険から給付されます。

限度額を超えてサービス利用した場合、超えた分は、全額利用者の自己負担となります。又、自己負担が一定の額(所得要件により異なる)を超えた時は、高額サービス費として払い戻されます。

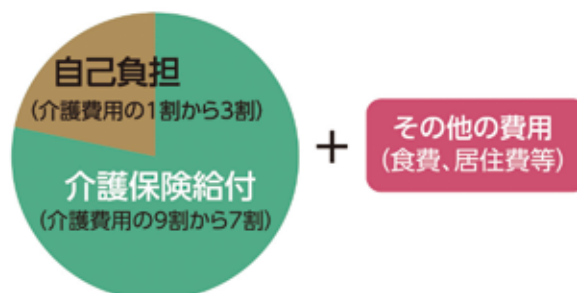
要介護度区分	1ヶ月の支給限度額	自己負担額(1割の場合)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

変わりました

一定以上の所得(本人の合計所得が220万円以上で、年金収入とその他の合計所得が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上)がある人は、自己負担額が3割となります。

サービス利用の負担

ケアプランに基づいて介護サービスを利用するときは、原則としてかかった費用の1割~3割を自己負担します。その他に、施設に入所したり宿泊した場合は居住費や食費を、日帰りで通うサービスで食事の提供を受けた場合は、食費を自己負担します。





利用できる介護(予防)サービス

在宅サービス 表中の金額は、利用者負担のサービス利用額として示してあります。(1割負担の場合)

■通所して利用する

1)通所介護(デイサービス)

要介護1～5

通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

●サービス費用の目安

- ①(7～8時間未満)送迎を含む
・通常規模事業所の場合

要介護1～5

649円～1,130円

- ・小規模事業所の場合

要介護1～5

739円～1,288円

※事業所によりサービス提供体制強化加算・中重度者ケア体制加算等がつかます。

- ②(3～4時間未満)送迎を含む
・通常規模事業所の場合

要介護1～5

364円～579円

町内通所介護(予防)事業所

事業所名	営業時間	定休日	食材料費	加算等 (要介護1～5)	選択的サービス
むれデイサービスセンター (通常規模事業所)	9:00～17:00	12/31～1/3	600円	時間延長、入浴、口腔機能向上、個別機能訓練(I)	口腔機能向上 運動器機能向上
デイサービスセンターふれあいの園 (通常規模事業所)	9:00～17:00	12/31～1/3	600円	時間延長、入浴、口腔機能向上、個別機能訓練(II)	口腔機能向上
りんごパーク(小規模事業所)	9:00～12:30 13:30～17:00	12/31～1/3 日曜		個別機能訓練(I)	運動器機能向上
さみずの郷(小規模事業所)	9:00～17:00	12/31～1/3	600円	口腔機能向上	口腔機能向上 要支援・事業対象者のみ利用
さんば(小規模事業所)	9:00～17:00	12/29～1/3	500円	時間延長、入浴	
さんばII(小規模事業所)	9:00～17:00	12/29～1/3 日曜	500円	時間延長、入浴	
ケアプラザみつえ デイサービスセンター (小規模事業所)	8:30～17:30	12/30～1/3	600円	時間延長、入浴 個別機能訓練	

■訪問を受けて利用する

1)訪問介護(ホームヘルプサービス)

要介護1～5

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。

●サービス提供の目安

身体介護(30分以内)	249円
生活援助(45分以内)	182円

早朝、夜間、深夜等は加算がつきます
特定事業所加算あり

通院のための乗車または降車の介助	98円/回
※詳細は飯綱町社会福祉協議会まで	

初回加算200円/月
緊急時訪問介護加算100円/回

町内の訪問介護事業所

事業所名	営業時間	定休日
飯綱町社会福祉協議会	6:00～22:00	なし

2)訪問看護／介護予防訪問看護

①訪問看護

●サービス提供の目安(訪問看護ステーションの場合)

30分未満	469円	60分未満	819円	60分以上	1,122円～
緊急加算574円/月 初回加算300円 特別管理加算I 500円・II 250円/月 看護体制強化加算II 300円					

※状態によりその他の加算がつきます

②介護予防訪問看護

●サービス提供の目安

30分未満	449円	60分未満	790円	60分以上	1,084円～
-------	------	-------	------	-------	---------



町内の訪問看護(予防)事業所

事業所名	営業時間	定休日
飯網訪問看護ステーション	8:30~17:15	土曜日・日曜日・祝日・12/29~1/3

3) 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

要介護1~5	要支援1~2								
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。								
<p>● サービス提供の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">医師・歯科医師による指導</th> <th>509円/回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">薬剤師</td> <td>病院又は診療所の薬剤師</td> <td>560円/回</td> </tr> <tr> <td>薬局の薬剤師</td> <td>509円/回</td> </tr> </tbody> </table>		医師・歯科医師による指導		509円/回	薬剤師	病院又は診療所の薬剤師	560円/回	薬局の薬剤師	509円/回
医師・歯科医師による指導		509円/回							
薬剤師	病院又は診療所の薬剤師	560円/回							
	薬局の薬剤師	509円/回							

4) 訪問リハビリテーション/介護予防リハビリテーション

要介護1~5	要支援1~2						
理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問し、必要に応じたりハビリテーションを行います。加算としてリハビリテーションマネジメント加算、社会参加支援加算事業所評価加算等あり。	理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。						
<p>● サービス提供の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">飯網町立飯網病院</th> <th>292円/回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		飯網町立飯網病院		292円/回			
飯網町立飯網病院		292円/回					

■ 居宅での暮らしを支えるサービス

1) 福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

要介護1~5	要支援1~2
日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与(レンタル)します。 ・車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり(工事を伴わないもの)・スロープ(工事を伴わないもの)・歩行器・歩行補助杖・認知症老人徘徊探知機・移動用リフト(つり具の部分は除く)	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与(レンタル)します。 ・手すり(工事に伴わないもの)・スロープ(工事を伴わないもの)・歩行器・歩行補助杖

要支援1・2及び、要介護1の人には車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊探知機・移動用リフトは原則として保険給付の対象とはなりません。

2) 特定福祉用具販売(福祉用具購入費の補助)

入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入した場合に費用(消費税を含み、年間10万円まで)の9割を支給します。(腰掛便座・入浴補助用具・特殊尿器・簡易浴槽移動用リフトのつり具等)購入の際は、ケアマネージャーに相談してください。

3) 住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした場合、工事費の9割相当額で、支給限度基準額(消費税を含み、20万円まで)を上限に支給されます。(原則1住宅)

事前申請が必要になりますので、ケアマネージャーに相談してください。

■ 短期間、施設に入所する(ショートステイ等)

- 1) 短期入所生活介護・療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護(グループホーム)/
介護予防短期入所生活介護・療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

● サービス提供の目安

・短期入所生活介護

矢筒荘(1日あたり・併設型、多床室の場合)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
586円	654円	724円	792円	859円	438円	545円

飯網病院(介護療養型医療施設の場合)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
797円	901円	1,124円	1,220円	1,305円

わが家・ケアプラザみつえ

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	支援2
775円	811円	835円	851円	867円	771円

町内の短期入所施設

事業所名	加算等	その他の料金
矢筒荘 (特別養護老人ホーム)	送迎、療養食、機能訓練、 サービス提供体制強化	食材料費 1食 1,380円(基準費用額) 滞在費 1日 840円(基準費用額)
飯網町立飯網病院 (介護療養型病床)		食材料費 1日 1,380円(基準費用額) 居住費 1日 370円(基準費用額他)
グループホームわが家 (短期利用認知症対応型共同生活介護)	医療連携体制、緊急対応、 サービス提供体制強化、 認知症専用ケア	食材料費 1日 1,000円 居住費 1日 2,000円 光熱水費 1日 800円
グループホーム・ケアプラザみつえ (短期利用認知症対応型共同生活介護)	医療連携体制	施設にお問い合わせください。

あなたはサルコペニアではありませんか？

サルコペニア…筋肉量が低下し、筋力または身体能力が低下した状態

あなたは大丈夫？ 指わかっかテスト



両手の人差し指と親指でわかっかをつくり、下腿(ひざから足首までの部分)のもっとも太いところを囲みます。

太くて囲めない

サルコペニアの心配なし

ぴったり囲める

要注意

囲めてスペースができる

サルコペニアの兆候あり

東京大学高齢社会総合研究機構による評価法

施設サービス (1割負担の場合)

サービスの種類	サービスの内容	事業所名
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ● サービス費用の目安 (多床室) 要介護1~5 559円~832円(1日につき)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 原則要介護3以上の方が対象です。	特別養護老人ホーム矢筒荘 栄養マネジメント加算 日常生活継続支援加算 精神科医療費指導加算 個別機能訓練加算等 食材料費 1日 1,380円(基準費用額) 居住費 1日 840円(基準費用額)
介護療養型医療施設 ● サービス費用の目安 (多床室) 要介護1~5 749円~1,258円(1日につき)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。	飯綱町立飯綱病院 管理栄養士配置 初期加算 食材料費 1日 1,380円(基準費用額) 居住費 1日 370円(基準費用額)

地域密着型サービス (1割負担の場合)

地域密着型サービスは、認知症等で介護や支援が必要となっても可能な限り、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように、地域の実情に応じ提供されるサービスです。

なお、原則として、他市町村の地域密着型サービスを利用することはできません。



(1) グループホーム

(認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護)

サービスの内容	事業所名
認知症高齢者がスタッフによる日常生活上の支援や介護を受けながら、共同生活する住宅です ● 基本単位 要支援2~要介護5 745円~840円	グループホームわが家 定員18名 グループホーム・ケアプラザみつえ 定員18名

※要支援1の方は利用できません。

(2) 認知症対応型デイサービス[共用型]

(認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護)

サービスの内容	事業所名
認知症の人が施設に通い、入浴、食事等の介護や機能訓練を受けるサービスです。 ● 基本単位 要支援1~要介護5 482円~595円 ※食材料費600~700円	わが家 定員6名/1日 ケアプラザみつえ 定員3名/1日

(3) 小規模多機能型居宅介護

サービスの内容	事業所名
住み慣れた地域のなかで在宅での生活を主軸として、同一場所、同一スタッフで、通い・訪問・宿泊サービスが受けられます。 ● 基本単位 要支援1~要介護5 3,418円~26,964円(1ヶ月)	ニチケアセンターいづな 登録定員29名(通い15名/1日 宿泊9名/1日)



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

65歳以上の方は、要支援・要介護認定を受けなくても、基本チェックリストにより^(※)、生活機能の低下がみられた場合「事業対象者」として総合事業を利用することができます。なお、訪問看護や福祉用具貸与などの介護(介護予防)サービスを希望する方などは、要支援・要介護認定申請が必要となります。

(※)基本チェックリストは、65歳以上の方を対象に、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の25項目について「はい」「いいえ」で記入していただく質問表です。

総合事業で利用できるサービス(1割負担の場合)

■訪問型サービス

●介護予防訪問介護相当サービス

- ・ホームヘルパーにより、主に身体介護を伴うサービス(従来と同じ)

●訪問型サービスA

- ・ホームヘルパー等により、掃除や買い物等の身体介護を含まない家事支援サービス

●訪問型サービスD

- ・通所型サービスB会場までの送迎。
運営主体へ利用者1人につき、1往復2000円を助成

●介護予防訪問介護相当サービス(1回につき)

週1回程度	267円
週2回程度	271円
週2回を超える程度	286円

●訪問型サービスA(1回につき)

30分未満	210円
30分以上1時間未満	420円

■通所型サービス(デイサービス)

●介護予防通所介護相当サービス

- ・施設において、入浴介護などのサービスを受けられます。利用時間によって、1日型と半日型のサービスがあります。

●通所型サービスA

- ・施設において交流や軽体操等の身辺介護を含まないサービスを受けられます。
(現在提供事業所はありません。)

●通所型サービスB

- ・住民主体の支え合い活動で月2回以上行うもの。
運営主体へ利用者1人につき、1回500円を助成

●1日型介護予防通所介護相当サービス(1回につき)

月に4回まで	380円
月に8回まで	391円

●半日型介護予防通所介護相当サービス(3時間未満)

1回につき	352円
-------	------

通所サービスでは、事業所によって、運動器機能向上、口腔機能向上などのプログラムが選択できます。



認知症の人とその家族を支え、見守る地域をつくる 「認知症になっても安心して外出できるまち」をめざして

認知症のことで、困ったり、心配な時には…



認知症初期集中支援チームがサポートします。

チームに関する問い合わせ・認知症に関する相談は、飯綱町地域包括支援センターへ

行き先に迷っている認知症の方を守る「声かけ」のお願い

様子が心配な方や、気がかりな方を見つけた時、無線放送やメールで行方不明の連絡があった方を見つけた時には、声かけにご協力をお願いします。

こんな声かけしてみてください。

- ◆「こんにちは」など普段のあいさつから始めましょう。
- ◆「何かお困りですか」「どちらまで行きますか」とやさしく話しかけましょう。

どうですか



声をかける時に気をつけたいこと

- ◆笑顔で接してください。安心感があります。
- ◆知っている方であれば、名前を呼んで話しかけてください。
- ◆質問はひとつずつしてください。
- ◆驚かせないように、正面から声をかけてください。

道に迷っていた時、
行方不明で探している方だった時

- ◆安全な場所で休ませてあげてから、役場または警察へご連絡ください。

大丈夫ですか



「ささえi(愛)ネットワーク」に登録していただける方を募集します。

「ささえi(愛)ネットワーク」とは認知症の方を日頃から見守り、行方不明になった時には早期発見・保護ができるためのネットワークです。

行方不明の捜索が開始された場合「ささえi(愛)ネットワーク登録者」には、役場からメールで行方不明者の情報が提供されます。その際、「近所を見回してみる」「似ている人を見かけたら声をかけてみる」といったできる範囲でご協力をお願いします。



飯綱町認知症SOSネットワーク登録

認知症の人が、知らぬ間に外出し、どこに行ったのかわからなくなった…。そんな場合、地域でたくさんの「見守る目」「見つける目」があれば、早期発見・保護につながります。行方不明となる心配がある高齢者のご家族は、「認知症SOSネットワーク」に利用者登録をしていただくことをお勧めします。

行方不明になった際に、登録者情報をご家族の同意のもと、警察・消防そしてささえ愛ネットワーク支援の方へ情報提供され、捜索に協力いただけます。

詳細は、役場保健福祉課介護支援係へお問い合わせください。



介護保険料が変わりました

平成30年度～平成32年度の保険料額



65歳以上の方（第1号保険者）の介護保険料は、3年毎に見直しを行い、介護サービスの必要量を割り出し、そこから基準額を算定します。

第7期飯綱町介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）の介護保険料額は、下記のとおりです。

介護保険はみんなで支える制度です。みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

保険料段階(保険料乗率)	対象者	住民税課税状況		保険料年額(月額)
		本人	世帯	
第1段階(基準額×0.375)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者			21,828円(月額1,819円)
第2段階(基準額×0.625)	80万円以下	非課税	非課税	36,384円(月額3,032円)
第3段階(基準額×0.725)	80万円超120万円以下			
第4段階(基準額×0.90)	120万円超			
第5段階(基準額)	80万円以下	非課税	課税	52,380円(月額4,365円)
第6段階(基準額×1.20)	80万円超			
第7段階(基準額×1.30)	120万円未満	課税	—	69,840円(月額5,820円)
第8段階(基準額×1.50)	120万円以上190万円未満			
第9段階(基準額×1.70)	190万円以上290万円未満			
第10段階(基準額×1.75)	290万円以上400万円未満			
	400万円以上			101,856円(月額8,488円)

※基準所得金額は、前年の課税年金収入額とその他の所得金額の合計額です。第1段階の保険料額は、新たな公費投入により負担軽減を行います。



認知症の状態に合わせて受けられるサービス

認知症の症状は、病気の進行により変化します。家族や周囲の方が認知症を理解し、進行に合わせて対応

認知症の進行	軽度認知障害	
	軽度	
	認知症の疑い	日常生活は
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じことを何度も繰り返し聞く ・ 日付や曜日がわからなくなる ・ 疑い深くなったり怒りっぽくなる ・ 好きだったことに興味を示さなくなる ・ 探し物をしていて、何を探していたか思い出せない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 忘れることは多いが日常生活は自立 ・ 失敗を指摘すると怒りだすこともある ・ 「物を盗まれた」などのトラブルが増える ・ やる気がない ・ 物事が覚えにくい、約束が思い出せない ・ 頭の中に霧がかかったようだ
家族の心構え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人自ら地域行事やボランティアを行うなど、社会参加してもらえよう働きかける ・ 家庭内での役割を持ってもらい、継続できるようにする ・ いつもと違う、何か様子がおかしい、と思ったら早めに地域包括支援センターに相談する。家族の「気づき」がとても大事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接し方やコツを理解する ・ 家族間で介護のことについて話し合っ ・ 介護で困ったことがあったら抱え込みにケアマネージャーや地域包括支援センターに相談する
相談・家族支援	飯綱町地域包括支援センター・認知症地域支援推進委員・介護支援専門員（ケアマネージャー）・短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）・緊急宿泊支援事業・介護者リフレッシュ・認知症初期集中支援チーム オレンジカフェ・認知症高齢者家族やすらぎ支援事業・家族介護用品支給事業・訪問理美容サービス	
居場所・通う場・予防	公民館活動・いいづな大学・老人クラブ・いきいきサロン・総合事業・お元気くらぶ・おやじさんく 通所介護（デイサービス）・自費デイサービス・通所リハビリテーション（デイケア）・小規模多機能	
身体介護		
生活支援	買い物、調理など	隣近所など地域の方・配食サービス・商工会買い物支援サービス・訪問介護（ホームヘルプサービス）
	移動支援	隣近所など地域の方・iバス・移送サービス（一般タクシー・介護タクシー・福祉有償サービス）
	ごみ出しなど	隣近所など地域の方・訪問介護（ホームヘルプサービス）・有償たすけあいサービス
	雪かきなど	隣近所など地域の方・軽度生活援助サービス・シルバー人材センター・町内建設業者・有償たすけ
権利を守る	消費者センター	
住まい・住居環境整備	自宅・特定福祉用具貸与・特定福祉用具購入・家族介護用品 日常生活自立支援事業・社協	
	認知症対応 介護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハ	
医療	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局 居宅療養管理指導 認知症専門医療機関 	
安否確認・見守り	隣近所など地域の方・つながり隊・認知症サポーター・あんしん暮らしのパートナー・支えあいの家 緊急通報装置事業・徘徊高齢者家族支援助成事業・認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	

※ 認知症の発症から、病気の進行により変化する中で、どの時期にどのような医療・介護サービスが必要になるかお

していくことが大切です。安心して地域で暮らしていけるようにご活用ください。

		認知症	
		中等度	重度
自立		誰かの見守りがあれば日常生活は自立	常に介護が必要
いく	ず、早めセンターに	<ul style="list-style-type: none"> 徘徊が多くなる 妄想が多くなる すぐ興奮する 着替えや食事、トイレがうまくいなくなる 服を着るなどができない ついさっきのことも忘れる 時間や場所がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> 表情が乏しい 尿や便の失禁が増える ほぼ寝たきりで、意思疎通が難しい 日常生活全般にいつも介護が必要 家族の顔や使い慣れた道具がわからない 飲み込みが悪くなり食事に介助が必要
		<ul style="list-style-type: none"> 介護者自身の健康管理を行う 介護サービスを上手に利用する 介護負担が増えるため、困ったことがあったら抱え込まず、早めにケアマネージャーや地域包括支援センターに相談する 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活でできないこと（食事・排泄・清潔を保つなど）が増え、合併症を起こしやすくなることを理解する どのような終末期を迎えるか家族間でよく話し合っておく

認知症介護専門相談会・若年認知症コールセンター・認知症の人と家族の会長野県支部	
事業・介護者のつどい	
ス事業	
らぶ	
型居宅介護	
通所介護（デイサービス）・訪問介護（ホームヘルプサービス）・小規模多機能型居宅介護	
ス）・小規模多機能型居宅介護・有償たすけあいサービス	
あいサービス	
自立サポート事業・成年後見制度	
型共同生活介護（グループホーム）	
介護老人保健施設・介護老人福祉施設（特養）	
ウス）・サービス付高齢者住宅	
訪問看護	
登録者・民生委員・ささえ愛ネットワーク・SOSネットワーク	

まかな目安を示したものです。



事業者名簿

	事業所・所在地・TEL・FAX	運 営	実施しているサービス
①	丸山医院 〒389-1214 飯綱町黒川1605 TEL 253-2028・FAX 253-2262		居宅療養管理指導
②	特別養護老人ホーム矢筒荘 〒389-1211 飯綱町牟礼2227 TEL 253-6666・FAX 253-8130	長野広域連合	介護老人福祉施設 短期入所生活介護（ショートステイ）
③	むれデイサービスセンター 〒389-1211 飯綱町牟礼2243-1 TEL 253-7527・FAX 253-8911	飯綱町社会福祉協議会	通所介護（デイサービス） 総合事業通所型サービス
④	飯綱町立飯綱病院 〒389-1211 飯綱町牟礼2220 TEL 253-2248・FAX 253-6973	飯綱町	介護療養型医療施設 短期入所療養指導 居宅療養管理指導 訪問リハビリ
⑤	飯綱訪問看護ステーション 〒389-1211 飯綱町牟礼2220 TEL 253-3481・FAX 253-2590	飯綱町	訪問看護 居宅介護支援
⑥	ケアプラザみつえ 〒389-1211 飯綱町牟礼2519-1 グループホーム TEL 253-8617・FAX 219-1167 デイサービスセンター TEL 219-1166	(株) ライフパートナー	認知症対応型共同生活介護 短期利用認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護（認知症デイ） 地域密着型通所介護（デイサービス） 総合事業通所型サービス
⑦	田村歯科医院 〒389-1211 飯綱町牟礼2729 TEL 253-2051・FAX 253-8539		居宅療養管理指導
⑧	飯綱町役場 〒389-1293 飯綱町牟礼2795-1 TEL 253-2511・253-4764（牟礼庁舎） FAX 253-6887 飯綱町地域包括支援センター TEL 253-2485・FAX 253-6887	飯綱町	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント支援
⑨	仲俣医院（牟礼診療所） 〒389-1211 飯綱町牟礼481 TEL 253-2027・FAX 253-2400		居宅療養管理指導
⑩	Kデンタルクリニック 〒389-1211 飯綱町牟礼539-1 TEL 253-8363・FAX 253-8363		居宅療養管理指導
⑪	丸山さとし歯科医院 〒389-1206 飯綱町普光寺802 TEL 253-8888・FAX 253-8888		居宅療養管理指導
⑫	ながさき医院 〒389-1204 飯綱町倉井2747 TEL 253-5858・FAX 253-5630		居宅療養管理指導
⑬	グループホームわが家 ヘルパーステーション 〒389-1204 飯綱町倉井2907-1 [わが家]TEL 257-1077・FAX 253-8818 [ステーション]TEL 253-8811・FAX 253-8818	飯綱町社会福祉協議会	認知症対応型共同生活介護 短期利用認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護（認知症デイ） 訪問介護・総合事業訪問型サービス
⑭	デイサービスセンターふれあいの園 〒389-1201 TEL 253-8510・FAX 253-2907 飯綱町社協居宅介護支援事業所 〒389-1201 飯綱町芋川1181 TEL 253-2680・FAX 253-2907	飯綱町社会福祉協議会	通所介護（デイサービス） 障がい者通所介護 総合事業通所型サービス 居宅介護支援・介護予防支援

	事業所・所在地・TEL・FAX	運 営	実施しているサービス
⑮	りんごパーク 〒389-1201 飯綱町芋川160 TEL 253-7436・FAX 253-2907	飯綱町社会福祉協議会	地域密着型通所介護（デイサービス） 総合事業通所型サービス
⑯	さみずの郷 〒389-1201 飯綱町芋川1209 TEL 253-8882・FAX 253-8883	飯綱町社会福祉協議会	総合事業通所型サービス
⑰	小規模通所介護事業所さんば 小規模通所介護事業所さんばⅡ 居宅介護支援事業所さみず 〒389-1204 飯綱町倉井2747-4 TEL 253-6390・FAX 253-5390	特定非営利活動法人さみず	地域密着型通所介護（デイサービス） 居宅介護支援
⑱	飯綱町小規模多機能型居宅介護施設 ニチケアセンターいづな 〒389-1226 飯綱町川上1988 TEL 253-3630・FAX 253-3632 [居宅介護支援] TEL 253-3720	(株)ニチイ学館	小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型居宅介護支援・ 介護予防支援
⑲	わかば堂薬局 〒389-1211 飯綱町牟礼2211-4 TEL 253-8935・FAX 253-8943		居宅療養管理指導
⑳	三水わかば堂薬局 〒389-1204 飯綱町倉井2772-1 TEL 253-8939・FAX 253-8929		居宅療養管理指導
㉑	飯綱グリーン薬局 〒389-1211 飯綱町牟礼2367-1 TEL 253-1515・FAX 253-1516	(株)中島薬局	居宅療養管理指導
㉒	ウエルシア飯綱平出店 〒389-1213 飯綱町平出2838-1 TEL 253-3378・FAX 253-1088	ウエルシア関東(株)	居宅療養管理指導





介護保険サービス以外のサービス

サービスの種類	主なサービス内容	利用対象者等
介護予防事業	通所により運動器機能の向上、認知症予防等のサービスを提供します。	要介護認定を受けていない65歳以上の在宅の高齢者で、介護予防事業の実施が必要な方
生活管理指導 短期宿泊事業	ご家族の事情等により高齢者が家で過ごせない時、短期間下記施設をご利用いただけます。利用限度日数1人年14日間特別養護老人ホーム矢筒荘・養護老人ホーム松寿荘	介護保険の適用とならない概ね65歳以上の高齢者及び虚弱者等
「食」の自立支援事業 (配食サービス)	食事の調理が困難な方に対して、栄養のバランスのとれた食事を提供します。1食500円、おかずのみ450円	概ね65歳以上の独り暮らしの方及び高齢者のみ世帯員並びに身体障害者等
訪問理美容 サービス事業	理髪店や美容院へ出向くことが困難な高齢者に対して、自宅で理美容サービスを提供します。	概ね65歳以上で一般の理美容サービスを利用することが困難な方
高齢者軽度生活援助 サービス事業	居住住宅の屋根の雪下しや居住住宅周りの除雪作業料金の一部を援助します。	軽度な生活援助を必要とする在宅の65歳以上の独り暮らしの方等
緊急通報装置事業	独り暮らし高齢者等の緊急事態に対し、迅速かつ適切な対応が図れるよう緊急通報装置を設置します。 利用料1か月600円	独り暮らしの高齢者等で緊急通報装置の設置が必要と認められる方
日常生活用具給付事業	独り暮らしの高齢者等に対して、日常生活を支援するための電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付します。	概ね65歳以上の独り暮らしの方等で所得税非課税世帯の方
家族介護用品支給事業	高齢者を介護している家族に対し、経済的負担を軽減するため、紙おむつ・尿取りパッド等を支給します。 支給限度額1人年額75,000円	要介護4または5の住民税非課税世帯及び住民税均等割課税世帯の在宅高齢者を介護している家族
認知症やすらぎ支援事業	認知症高齢者を介護する家族への支援をする観点から、外出をすることが必要な時間帯または休息が必要な時間帯に支援員が訪問し見守りや話し相手を行います。 利用料1時間100円 午前8時～午後8時、週4時間を上限	独り暮らしの認知症高齢者及び認知症高齢者を介護している家族
徘徊高齢者家族支援 サービス事業	徘徊して所在不明になった高齢者を探す位置探索サービスを利用する場合に、初期費用を助成します。 助成限度額7,000円	認知症を有し、かつ、徘徊を繰り返す高齢者を在宅で介護している家族
緊急宿泊支援事業	介護者の緊急時に在宅で介護ができない場合で、近隣の施設でのショートステイが受入できない状態の時、3日を限度として宿泊利用できます。1泊3,000円	通所介護施設を日常利用している方
住宅改良事業	寝たきりの高齢者等の居住環境を整備することにより、介護状態の重度化の予防や、介護者の負担軽減を図るため、改修費用に対し補助金を交付します。	要支援以上または身体障害者で、住宅の改良が必要と認められる所得税世帯合算額が8万円以下の方
輸送サービス事業 (外出支援サービス)	公共交通機関の利用が困難な高齢者等に対して、外出する際の利便を図ります。飯綱町社会福祉協議会及びNPO法人SUNで実施。利用料1回300円(区域外加算あり)	歩行困難な高齢者及び身体障害者等の移動制約者
家族介護慰労金	要介護3・4・5に認定された方を在宅で介護している家族に年額60,000円を支給します。	町内に在住しており、6か月以上在宅で生活している人
ごみ処理手数料減免	可燃ごみ指定袋購入にあたり、手数料減免券を発行します。	要介護・要支援認定者

※詳しくは、飯綱町役場保健福祉課または地域包括支援センターまでお問い合わせください。